

# 一般社団法人 北海道公認心理師協会 倫理綱領

理事会議決 2021 年 11 月 1 日

理事会議決 2025 年 3 月 26 日

一般社団法人北海道公認心理師協会は、北海道内の公認心理師の職能団体として、会員が提供する専門的心理支援業務の質を保つとともに、心理支援業務を行うにあたり人々の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その心の健康と福祉の増進を目的として、倫理綱領を策定する。会員は、上記の目的に沿うよう、専門的職業人であるとともに、一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たすため、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

1. 会員は、人々の心の健康の保持増進のために、高い倫理観と使命感をもって活動し、公共の福祉に寄与することを通じて、よりよい社会づくりに貢献する。
2. 会員は、基本的人権を尊重し、国籍、人種、思想、信条、宗教、年齢、性別、性的指向、社会的地位、経済状態などにかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重する。
3. 会員は、正当な理由なく、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
4. 会員は、支援を求める人等との間に協働関係を築き、誠意と責任感をもって最善を尽くすとともに、心理支援にあたっては適切な説明を行い、合意を形成しながら進めるように努める。
5. 会員は、心理支援にあたって、原則として、支援を求める人等との間で専門的支援関係の範囲を超えた関係を結ばない。
6. 会員は、心理支援行為を、自己の欲求や利益のために行うことがあってはならない。
7. 会員は、自らの活動について、業務の透明性を保ち、説明責任を果たすため、適切な記録作成・保管等に努める。
8. 会員は、専門的資質の向上に努め、知識と技術に関して、つねに最良の水準を保持するよう研鑽に努める。同時に、自らの専門家としての知識・技術の限界を十分に自覚し、その範囲内において支援活動をする。
9. 会員は、関係職種や他の専門家を尊重し、支援を求める人等の利益のために関係職種や他の専門家と適切な連携、協働、協力を行う。
10. 会員は、心理支援に関わる研究・実践を通じ、研究倫理の原則を遵守しながら、専門的知識・技能の創造と開発に努め、専門的心理支援領域の学問的発展に貢献する。研究は、業務遂行に支障をきたさない範囲で行うよう留意し、支援を求める人や関係者等にその目的を告げて、同意を得たうえで行う。

11. 会員は、出版、講演、研修活動、各種通信媒体による情報発信などにおいて、専門家としての十分な配慮と節度を保つ。
12. 会員は、専門職団体としての本協会の活動に参加・協力し、後進の育成に尽くすとともに、職能と職域の発展のために相互に律し合い、高め合う。
13. 会員は、公認心理師の信用を傷つけ、または公認心理師全体の不名誉となるような行為をしない。

#### 附 則

1. この倫理綱領は、2021年11月1日から施行する。
2. この倫理綱領は、2025年3月26日から施行する。